

高柳池跡市有地太陽光発電所設置事業

企画提案募集要項

平成 2 5 年 9 月

伊佐市地域振興課

目 次

1. 要項の目的	1 ページ
2. 募集概要	1 ページ
3. 日 程	2 ページ
4. 応募資格	3 ページ
5. 応募登録	4 ページ
6. 現地説明会	4 ページ
7. 質疑応答	4 ページ
8. 企画提案書の提出	5 ページ
9. 事業者の決定	5 ページ
10. 失格事由	5 ページ
11. 留意事項	6 ページ
12. 担当窓口	6 ページ
登録申込書（様式1）	7 ページ
質 問 書（様式2）	8 ページ
参照法令	9～11 ページ

高柳池跡市有地太陽光発電所設置事業企画提案募集要項

1. 要項の目的

本要項は、市有地を活用した太陽光発電所設置に関する企画提案を募集し、最優秀提案者と本市の間で賃貸借契約を結ぶことにより、本市における再生可能エネルギーの導入拡大と地球温暖化対策の促進を図ることを目的とする。

2. 募集概要

(1) 貸付地

名称：高柳池跡地

所在地：伊佐市大口大田1334番1 外7筆（別紙1、2）

面積：16,034㎡（約1.6ha）

※大口大田1334番1（12,999㎡）は雑種地、それ以外の7筆（3,035㎡）は、法定外公共物（水路・道路）である。法定外公共物用地については、現在市で貸付用地として利用できるように用途廃止手続きを行っている。ただし、用途廃止手続きができない場合は、12,999㎡（大口大田1334番1）のみの賃貸借契約となる。

(2) 募集対象

募集対象は、貸付地に係る太陽光発電所設置事業実施のための企画、資金調達、設計、建設並びに管理運営等に関する提案とする。

(3) 提案の実施主体

太陽光発電所の設置及び運営を行う主体が明らかになっていること。なお、事業者（連合体を含む。）が自ら設置及び運営を行うことを基本とする。

(4) 事業目的

太陽光発電所の設置・運営事業とする。

(5) 提示条件

① 発電事業を行う期間は、国の定める再生可能エネルギーの固定価格買取期間（20年）とし、途中終了は認めない。

② 貸付期間は契約締結日から開始し、事業者の提案する工事準備期間及び設備撤去期間等を合計した期間とする。

③ 貸付予定地の貸付料は事業者からの提案額とするが、次の年額以上で提案すること。

全ての土地が利用できる場合 年額2,410,000円

※用途廃止について事務手続きを進めているので、全ての土地が利用できるものと

して提案すること。

参考：伊佐市大口大田 1334 - 1 のみの場合 年額 1, 9 5 1, 0 0 0 円

※伊佐市公有財産管理規則（平成 20 年 11 月 1 日規則第 43 号）に定める当該地の貸付料を下回らない額とする。

- ④ 施設の設置、運営等に関する伊佐市からの補助金交付などの優遇措置はない。
- ⑤ 工事準備から設備撤去までに要する費用については、伊佐市の負担が生じない提案だけを選定対象とする。
- ⑥ 土地は現況のままの貸付とし、設置に関して必要な造成工事は事業者負担とする。また、造成工事については市内事業者への発注を優先すること。
- ⑦ 排水路、立入防止柵、隣地との境界柵など必要な措置は事業者の負担と責任で行うこと。
- ⑧ 周辺の土地への土砂流出を防止する策を講じること。
- ⑨ 本事業を実施するにあたっての地元住民への説明は、事業者の責任において十分に行うこととし、問題が発生した場合は事業者の責任において解決すること。
- ⑩ 太陽光発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により第三者に身体又は財産上の損害を与えた場合は、事業者が損害を賠償する義務を負う。
- ⑪ 事業期間終了後は事業者の負担と責任において発電施設を撤去し、整地して返還すること。
- ⑫ 発電設備工事については、市内事業者への発注を優先すること。
- ⑬ 除草、パネル清掃等の維持管理業務については、市内業者への業務委託を優先すること。
- ⑭ 関係法令の順守を徹底すること。
- ⑮ 市との契約内容を守らなかった場合、直ちに発電施設を撤去し、整地して市に返還すること。

3. 日 程

- | | |
|---|-----------------------------|
| (1) 告 示 | 9月6日(金) |
| (2) 公募要項のお知らせ期間(市ホームページ、市役所掲示版、広報紙9月15日号) | 9月6日(金)～9月24日(火) |
| (3) 申込登録期間 | 9月17日(火)～9月24日(火)17時まで |
| (4) 現地説明会 | 9月25日(水)(予定・・・日時は申込者へ連絡します) |
| (5) 質問受付 | 9月26日(木)・27日(金) |
| (6) 質問回答日 | 10月1日(火) |
| (7) 企画提案書提出期限 | 10月9日(水)17時まで |
| (8) 審査(書類審査) | 10月中旬 |
| (9) 事業者の決定 | 10月下旬 |

4. 応募資格

- (1) 応募者は、次の要件を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体とする。
 - ① 太陽光発電所設置事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
 - ② 太陽光発電所施設の設置又は運営に関連する事業に関与したことがあること、又は現在、具体的に他の太陽光発電所施設の設置若しくは運営に着手していること。
- (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募の要件は、次のとおりとする。
 - ① 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
 - ② 原則として提案施設の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (3) 企画提案書の提出日現在において、次の①～⑦のいずれにも該当すること（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当すること。）
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しないこと。
 - ② 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
 - ③ 伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱（平成20年11月1日告示80号）による指名停止期間中でないこと。
 - ④ 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。
 - ⑤ 係争中または係争に発展する事案等がないこと。
 - ⑥ 日本国内に本社を有すること。
 - ⑦ 次に該当しない者
 - ア 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 代表者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 代表者等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 代表者等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5. 応募登録

本要項に基づき企画提案を希望する場合は、次のとおり事前に登録するものとする。
なお、登録期間を過ぎての申込みは受け付けない。

- (1) 提出様式 登録申込書（様式1、複数枚にわたっても可）
- (2) 受付期間 平成25年9月17日（火）～9月24日（火）17時（必着）
- (3) 提出方法 電子メール（やむを得ない場合は、FAXも可とする。ただし、電話により着信確認を行うこと。）
- (4) 提出先 伊佐市 地域振興課 振興開発係
E-mail : shinkou@city.isa.lg.jp
電話 : 0995-23-1311（内線1257） FAX : 0995-22-5344
- (5) 登録確認 市は、応募登録を受け付けた場合、確認の電子メールを返信する。

6. 現地説明会

平成25年9月25日（水）の予定
詳細は、応募登録された事業者宛に別途通知する。

7. 質疑応答

本提案募集での要項及び現地説明会での説明内容に関する質疑は、次の方法で行うこととし、原則として、個別対応はしない。

- (1) 提出様式 質問書（様式2）
- (2) 受付期間 平成25年9月26日（木）・27日（金）17時まで
- (3) 提出方法 電子メール（やむを得ない場合は、FAXも可とする。ただし、電話により着信確認を行うこと。）
- (4) 提出先 伊佐市 地域振興課 振興開発係
E-mail : shinkou@city.isa.lg.jp
電話 : 0995-23-1311（内線1257） FAX : 0995-22-5344
- (5) 質問回答 提出された質問への回答は、応募登録をした全事業者に対して、平成25年10月1日（火）の17時までに電子メールで回答する。

8. 企画提案書の提出

応募登録した事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 平成25年10月9日（水）17時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送。
- ③ 提出先 〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地
伊佐市 地域振興課 振興開発係 宛

(2) 提出書類

近日中に伊佐市公式ホームページにて公開する。

(3) 提出部数等

原本1部及びコピー10部 計11部

9. 事業者の決定

(1) 審査方法

提案書を提出した者について、伊佐市が設置する伊佐市太陽光発電所設置事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、優先交渉事業者を決定する。

(2) 決定

- ① 選定委員の評価を踏まえ、優先交渉事業者を決定する。
- ② 優先交渉事業者に事故等があり契約締結が不可能となった場合は次点の応募者を交渉事業者とし、順次同様の手続きをとる。
- ③ 結果は企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- ④ 審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。
- ⑤ 審査の結果、優先交渉事業者を該当なしとする場合がある。

(3) 契約

事業者決定後、土地の貸付に係る普通財産貸付契約を締結します。

10. 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「4. 応募資格」の(3)の①～⑥に該当しないことが判明した場合及び⑦に該当することが判明した場合
- (3) 本企画提案に関して選定委員会の委員との接触があった場合

11. 留意事項

- (1) 伊佐市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (2) 応募された提案の著作権は、その応募者に帰属するが、提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (3) 応募者が複数の提案を行なうことはできない。
- (4) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (5) 本提案募集に、電力会社は関与していない。送電への系統連系に係る九州電力株式会社への申し込みは、事業者が行なうものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故について、伊佐市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 本企画提案の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (8) 設置する太陽光発電設備は固定資産税（償却資産）の賦課対象となるので申告すること。

12. 担当窓口

伊佐市 地域振興課 振興開発係

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

E-mail : shinkou@city.isa.lg.jp

電話 : 0995-23-1311 (内線 1257) ファックス : 0995-22-5344

【様式1】

平成 年 月 日

登 録 申 込 書

伊佐市長 様

高柳池跡市有地太陽光発電所設置に係る企画提案募集に応募登録します。

○単一事業者による応募の場合又は複数事業者の連合体による応募の場合の代表者

事業者名	
所在地	〒 ー
代表者氏名	

○複数事業者の連合体による応募の場合（代表者以外の構成員について記載）

連合体名称		
構成員	事業者名	
	所在地	〒 ー
	代表者氏名	
	連合体内での役割	
構成員	事業者名	
	所在地	〒 ー
	代表者氏名	
	連合体内での役割	
構成員	事業者名	
	所在地	〒 ー
	代表者氏名	
	連合体内での役割	

代表者連絡先	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※事前登録後に構成員の変更を行う場合は、その理由を付して、企画提案書の受付開始前までに、修正後の本様式を届け出ること。

【様式2】

平成 年 月 日

質 問 書

伊佐市長 様

○質問内容

--

※連合体の場合は、代表者である事業者が取りまとめて質問してください。

※質問内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。

事業者名	
担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

参照法令

・伊佐市公有財産管理規則（平成 20 年 11 月 1 日規則第 43 号）

（普通財産の貸付料）

第 32 条 普通財産を貸し付ける場合に徴収すべき貸付料は、当該普通財産の評価額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を年額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるもの又は不動産以外の普通財産の貸付料は、その都度定めるものとする。

- (1) 土地及び土地の定着物 100 分の 4
- (2) 建物 100 分の 7

・地方自治法施行令第 167 条の 4

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

4 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

5 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。

6 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

・破産法第 18 条又は第 19 条の規定

（破産手続開始の申立て）

第 18 条 債権者又は債務者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

2 債権者が破産手続開始の申立てをするとき、その有する債権の存在及び破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。

（法人の破産手続開始の申立て）

第 19 条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人 理事
 - 二 株式会社又は相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。第百五十条第六項第三号において同じ。） 取締役
 - 三 合名会社、合資会社又は合同会社 業務を執行する社員
- 2 前項各号に掲げる法人については、清算人も、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 3 前二項の規定により第一項各号に掲げる法人について破産手続開始の申立てをする場合には、理事、取締役、業務を執行する社員又は清算人の全員が破産手続開始の申立てをするときを除き、破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる法人以外の法人について準用する。
- 5 法人については、その解散後であっても、残余財産の引渡し又は分配が終了するまでの間は、破産手続開始の申立てをすることができる。

・会社更生法第 17 条

（更生手続開始の申立て）

第 17 条 株式会社は、当該株式会社に更生手続開始の原因となる事実（次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実をいう。）があるときは、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。

- 一 破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがある場合
 - 二 弁済期にある債務を弁済することとすれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合
- 2 株式会社に前項第一号に掲げる場合に該当する事実があるときは、次に掲げる者も、当該株式会社について更生手続開始の申立てをすることができる。
- 一 当該株式会社の資本金の額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者
 - 二 当該株式会社の総株主の議決権の十分の一以上を有する株主

・民事再生法第 21 条

（再生手続開始の申立て）

第 21 条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

2 前項前段に規定する場合には、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。

・伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱 （省略）

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

- ・電気事業法第2条第1項第2号（一般電気事業者）
- ・電気事業法第2条第1項第6号（特定電気事業者）
- ・電気事業法第2条第1項第8号（特定規模電気事業者）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 一般電気事業 一般の需要に応じ電気を供給する事業をいう。
- 二 一般電気事業者 一般電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。
- 三～五 (略)
- 六 特定電気事業者 特定電気事業を営むことについて次条第一項の許可を受けた者をいう。
- 七 (略)
- 八 特定規模電気事業者 特定規模電気事業を営むことについて第十六条の二第一項の規定による届出をした者をいう。